



11月の保育所開放

「同じ年齢の子どもと遊ばせたい」「お母さん同士友達になりたい」「育児の相談をしたい」そんなお母さんを応援するため、保育所を開放します。どうぞお気軽にご利用ください。利用の際は、事前に申し込みが必要です。

- **とき** 11月27日(水) 10:00～11:00
 - **ところ** 市内保育所
 - **対象** 未就学児とその保護者
 - **内容** 「手形をしよう！」
 - **申込** 下記へ
- 圃ひまわり保育園Tel 54-4555
 さくら保育園Tel 52-3335
 空知太保育所Tel 53-3287



後期高齢者健康診査

すながわ健康ポイント対象事業

12月の健診を次のとおり行います。なお、すでに生活習慣病で治療を受けている方は主治医と相談のうえ、申し込みください。

- **とき** 12月2日(月)～10日(火)
 - **ところ** 細谷医院、明円医院、村山内科医院、いとう内科循環器科クリニック、砂川慈恵会病院
 - **対象** 後期高齢者医療保険加入者
 - **料金** 400円
 - **申込** 11月1日(金)～8日(金)までに下記へ
- 圃ふれあいセンターTel 52-2000



市民健康・栄養相談

健康・栄養相談のほか、血圧・血糖値などの測定や健診結果の相談にも応じます。また、乳幼児の計測や発達・栄養・育児などの相談も行っています。

- **とき** 11月11日(月) 13:00～15:00
 - **ところ** ふれあいセンター
- 圃ふれあいセンターTel 52-2000



ボランティア募集

クリーンプラザくるくるでは、ごみとして搬入された家具や日用品などのうち、まだ使えるものについて再利用が可能となるよう補修・調整作業を行うボランティアを募集します。

- **作業内容** 家具や日用品、自転車の補修および調整作業など
 - **作業期間** 週に2日から3日程度
 - **募集人員** 2人
 - **交通費** 所定の算出方法で月額5,000円を上限として支給
- 圃クリーンプラザくるくる
Tel 53-5353



社会福祉大会・講演会

社会福祉協議会では、「笑いと健康」をテーマに講演会を開催します。ぜひご参加ください。

- **とき** 11月12日(火) 13:30～
 - **ところ** 総合福祉センター
 - **内容** 「長寿社会を楽しく健康に生きるコツ～笑いに学ぶ健康学」
 - **講師** 北海道笑ってもいいんでない会 笑司長 伊藤 一輔 氏
 - **入場料** 無料
- 圃社会福祉協議会Tel 52-2588



こころの健康相談

こころの病気についてのさまざまな相談やストレス・思春期の問題・認知症の問題などに専門医が相談に応じます。

- **とき** 11月14日(木) 14:00～16:30
 - **ところ** 滝川保健所
 - **申込** 11月13日(水) 16:00までに下記へ
- 圃滝川保健所Tel 24-6201



年末調整説明会

令和元年分の年末調整説明会を開催します。年末調整および法定調書の作成のしかたなどについて説明しますので、対象となる事業所の担当者は、事前に送付される関係書類をお持ちのうえ、ご出席ください。

- **とき** 11月26日(火) 14:00～(受付13:30～)
 - **ところ** 市役所3階 大会議室
 - **対象** 本年中に給与などを支払った事業所
- 圃市民税係Tel 54-2121



職能校入校生募集

北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練期間1年または2年)を募集しています。

- **願書受付期間** 11月1日(金)～20日(水)まで(直接持参する場合は、土・日曜日、祝日を除く)
- ※詳しくは、北海道障害者職業能力開発校または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。
- **申込** 下記へ
- 圃北海道障害者職業能力開発校
Tel 52-2774

ストーブの分解整備の事ならお任せ下さい！

石油ストーブ、給湯ボイラー、暖房ボイラーなどの石油燃焼機器の修理・分解掃除・不凍液交換の事ならお任せ下さい。全機種、各メーカーを問わず対応致しますのでお電話下さい。また、お引越しの際のストーブ、エアコンの取り外し、取付工事も承ります。

有限会社 空知空調
東4条南18丁目1-37

☎ 54-1695

水道

についての
お問い合わせは...



中空知広域水道企業団

フリーアクセス
(通話料金無料)

オイシイミズ

080-080-01432

TEL.53-3831 FAX.53-2126

砂川営業所(砂川市役所1階)

TEL 54-2121

料金のお支払いには、
便利な口座振替を



市職員採用登録試験

市では、令和2年度の市職員採用登録試験を行います。

- **職種** 事務職（身体に障がいのある方）
- **資格** 次の要件をすべて満たす方
 - ・身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの方
 - ・自力による通勤が可能で、かつ、介護者なしで年間（原則1日7時間45分、週5日勤務）を通じて事務職員としての職務の遂行が可能なる方
 - ・活字印刷による出題および口頭による面接試験に対応できる方
 - ・4年制大学または高校卒業（令和2年3月に卒業見込みを含む）した方で、昭和59年4月2日以降に生まれた方
- **登録人員** 若干名
- **申込書** 市ホームページまたは職員係で配布

※受験の際に要望や連絡事項（車椅子の使用など）がある場合は、申込書の「特記事項」の欄に記載してください。
- **提出書類** 市が交付する登録試験申込書、身体障害者手帳の写し、卒業（見込み）証明書、成績証明書、受験票返送用切手404円分
- **試験日** 12月8日(日)
- **申込期間** 11月1日(金)～25日(月)（必着）8:30～17:15まで

※土・日曜日、祝日は除く。
- **申込** 下記へ

☎職員係TEL 54-2121



リサイクル品の在庫販売

クリーンプラザくるくるでは、リサイクル意識向上のため、「粗大ごみ」や「燃やせないごみ」として出された家具類などの在庫販売を行います。今回の在庫販売品は、春に実施したリサイクル販売会で売れ残ったたんすや食器棚を中心とする家具類が主で、総数は約100品です。

- **販売開始** 11月11日(月) 8:30～

※販売期間は設けませんが先着順で販売を行い、展示品が無くなり次第、在庫販売を終了します。
- **ところ** クリーンプラザくるくる
- **対象** 砂川地区保健衛生組合を構成する砂川市、歌志内市、上砂川町、奈井江町、浦臼町の住民

☎クリーンプラザくるくる TEL 53-5353



1歳児パクパクひろば

- **とき** 11月11日(月) 10:00～（受付9:45まで）
- **ところ** ふれあいセンター
- **対象** 平成30年10月生まれ
- **内容** 育児交流会、身体計測、個別相談、歯科相談、栄養相談（試食あり）
- **持ち物** 母子健康手帳・子ども用エプロン・スプーン・おしぼり・歯ブラシ

☎ふれあいセンターTEL 52-2000



11月の子育てひろば

毎月1回、幼児を対象とした子育てひろばを開催しています。お気軽にご参加ください。申し込みは不要です。

- **とき** 11月11日(月) 10:00～11:30
- **ところ** 公民館2階 第5研修室
- **対象** 就学前の幼児とその保護者
- **内容** 「世界のおもちゃあそび」

世界中で評価された優良なおもちゃや、ちょっと変わったおもちゃが大集合！安全で楽しい世界のおもちゃで遊んでみませんか。
- **講師** おもちゃコンサルタント 坪江 利香氏

☎社会教育係TEL 54-2121



ホットコンサート

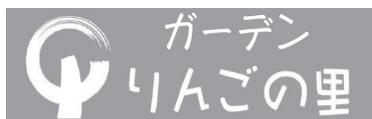
砂川混声合唱団では、次のとおり演奏会を開催します。

- **とき** 11月10日(日) 14:00～（開場13:30～）
- **ところ** 公民館4階 大会議室
- **入場料** 無料

☎砂川混声合唱団 津田 TEL 54-0690



快適な居住空間の中、お食事や趣味の時間を楽しくお過ごしいただけます



サービス付き高齢者向け住宅

「安心」に支えられた「自由」な暮らしをりんごの里グループが支えます

【お問い合わせ】

晴見3条北8丁目3番5号

☎ 52-3650

↓1人部屋12帖、2人部屋20帖



↓リビング



※夫婦部屋をご用意できます



11月は児童虐待防止推進月間

厚生労働省では、児童虐待問題に関する社会的関心の喚起を図るため、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付けています。

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。虐待かもと思ったらすぐに児童相談所全国共通3桁ダイヤル「189」へお電話ください。地域の児童相談所につながります。なお、連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。また、出産や子育てに関する悩みや疑問がある方は、お気軽に児童相談所または市役所へご相談ください。

●児童虐待とは

- ・**身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、突き飛ばす、やけどを負わせるなど
- ・**性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
- ・**ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置するなど
- ・**心理的虐待** 言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対し暴力をふるう(DV)など

岡岩見沢児童相談所

TEL 0126-22-1119

子育て支援係TEL 54-2121



法人市民税法人税割の税率改正

平成28年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部が地方法人税として国税化され、その税込額を地方交付税原資とされることになりました。この改正を踏まえ、砂川市の法人市民税法人税割の税率を、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から次のとおり引き下げます。

●法人市民税法人税割の税率

改正前	改正後
12.1%	8.4%

平成28年度税制改正では、平成29年4月1日施行予定でしたが、消費税率引き上げ時期の変更に伴う税制上の措置により、「令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用」に延期されています。

また、本改正に伴い令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度または連結事業年度の予定申告の法人税割額は、次の算式で求めた金額になります。

●算式

予定申告の法人税割額 = 前事業年度の法人税割額 × 3.7 ÷ 前事業年度の月数

岡市民税係TEL 54-2121



自衛官募集

防衛省では、令和元年度の陸上自衛隊高等工科学校生徒の募集を行います。

●**職種** 陸上自衛隊高等工科学校生徒

●**資格** 令和2年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校を卒業（見込みを含む）した方（平成15年4月2日～同17年4月1日までに生まれた方）

●試験日

・1次試験 1月18日(土)

・2次試験 1月31日(金)～2月3日(月)のうち指定する1日

●**合格発表** 2月14日(金)

●**申込** 11月1日(金)～1月6日(月)までに下記へ

岡自衛隊滝川地域事務所

TEL 22-2140



フッ素塗布

虫歯予防のため定期的（6か月ごと）にフッ素塗布を受けましょう。

●**とき** 11月13日(水) 受付 9:30～10:00

●**ところ** ふれあいセンター

●**対象** 満1歳6か月～6歳

●**料金** 無料

●**持ち物** 母子健康手帳と子どもの歯ブラシ2本

※必ず歯磨きをしてきてください。希望者には歯の染め出しも行います。

●**申込** 11月12日(火)までに下記へ

岡ふれあいセンターTEL 52-2000

砂川市のホームページのトップに
広告を載せてみませんか？

広告主募集中

◆広告掲載料 月額8,000円～

◆砂川市ホームページ

<http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>

お問い合わせ 広報広聴係TEL 54-2121

JAフリーローン おまとめローン可！専業主婦の方も！

先に見える
安心の
固定金利

10年以内

年2.70%

JAのご利用が初めての方もお気軽にご相談ください！

※別途保証料がかかります。上記金利の適用には諸条件があります。詳しくはお気軽にお問合せください。

JA新すながわ

砂川市東1条南1丁目1番20号

TEL: 54-3181



嘱託調理員募集

学校給食センターでは、嘱託調理員を募集します。

- **職種** 嘱託調理員
 - **資格** 調理師の資格を有する方
 - **募集人員** 1人
 - **採用日** 12月1日
 - **申込** 11月12日(火)までに顔写真を貼った市販の履歴書を下記へ郵送または持参
- ☎学校給食センターTEL 52-2229



屋根の雪下ろしなどの費用の助成

市では、高齢者世帯などの冬期間の安全確保と在宅支援を図るため、冬期間に自力で屋根の雪下ろしなどをすることが困難な世帯に対し、次のとおり当該作業費用の助成を実施します。

- **対象** おおむね70歳以上の高齢者世帯または重度身体障がい者世帯
 - **対象作業**
 - ① 屋根の雪下ろし作業または落雪などにより塞がれた窓などの雪の除去作業
 - ② 前項の作業およびそれに伴う排雪運搬
- ※作業の請負業者はお問い合わせください。
- **助成要件** 作業を実施しなければ、災害の発生または日常生活に支障が出るおそれがあると認められること
 - **助成金額** 作業に要した費用の2分の1以内の金額を助成
 - ① 上限 20,000円
 - ② 上限 40,000円
 - **助成回数** 1世帯あたり2回まで
 - **期間** 12月1日(日)から3月31日(火)
 - **持ち物** 世帯主の印鑑、作業見積書
 - **受付** 高齢者支援係⑦番窓口で受け付け
- ☎高齢者支援係TEL 54-2121



除雪サービスを実施

市では、冬期間に自力で除雪することが困難な次の世帯に対し、除雪サービスを実施します。

- **対象** おおむね70歳以上の高齢者世帯または重度身体障がい者世帯
 - **サービス内容** 玄関先から公道までを幅1m程度除雪
 - **自己負担費用(年額)** 15,000円
 - **期間** 12月1日(日)から3月中旬
 - **持ち物** 世帯主の印鑑
 - **受付** 11月1日(金)から高齢者支援係⑦番窓口で受け付け
- ☎高齢者支援係TEL 54-2121



北海道最低賃金が改定されました

北海道内で事業を営む使用者およびその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **861**円
 効力発生日 令和元年10月3日

☎滝川労働基準監督署
 TEL 24-7361



SuBACoの定休日が変わります

これまで水曜日のみ定休でしたが、冬季間(11月~4月まで)は水・日曜日を定休とさせていただきます。また、今年度の電動自転車の貸し出しは終了しました。たくさんのご利用ありがとうございました。

☎まちなか集客施設 SuBACo
 TEL 74-4885



女性のためのバスツアー検診

すながわ健康ポイント対象事業

女性の方限定の検診ツアーです。国民健康保険、協会けんぽに加入している方は、特定健診も一緒に受けられます。この機会にご利用ください。

- **とき** 11月22日(金)
 - **受付** 7:30~7:45(集合および解散はふれあいセンター)
 - **ところ** 旭川がんセンター(無料の送迎バスがでます)
 - **対象**
 - ・胃がん・肺がん・大腸がん 40歳以上
 - ・乳がん 30歳以上
 - ・子宮がん 20歳以上
 - ・特定健診(国民健康保険、協会けんぽ被扶養者のみ) 国民健康保険 20歳以上 協会けんぽ 40歳以上
 - **料金**
 - ・胃がん 2,000円
 - ・肺がん 600円
 - ・大腸がん 1,000円
 - ・乳がん
 - 50歳未満 2,600円
 - 50歳以上 2,200円
 - ・子宮がん 2,000円
- ※国民健康保険、後期高齢者医療保険加入者は、料金が半額となりますので、保険証を持参してください。
- ・特定健診(国民健康保険、協会けんぽ被扶養者のみ) 国民健康保険 1,000円 協会けんぽ 500円
- **オプション検査**
 - ・婦人科超音波検査(子宮がん検診を受ける方) 1,050円
 - ・骨検診 1,050円
 - ・内臓脂肪測定 3,150円
 - ・肺ヘリカルCT検査 8,390円
 - ・ピロリ菌検査(胃がん検診を受ける方) 3,300円
- ※オプション検査は半額にはなりません。
- **申込** 11月15日(金)までに下記へ
- ☎ふれあいセンターTEL 52-2000

ご存知ですか？特別障害者手当と障害児福祉手当

福祉の増進を図ることを目的に、精神または身体に著しく重度の障がい者を有する20歳以上の方に特別障害者手当、20歳未満の方に障害児福祉手当を支給します。

※支給するには申請が必要です。申請後に審査があり、必ずしも認定されるとは限りません。

■特別障害者手当

●対象

20歳以上であって、精神または身体に著しく重度の障がい者を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度障がい者が支給対象となります。

【支給の対象となる障がいの程度】

おおむね次の障がい者が重複する方またはそれと同程度以上の方

- ・身体障害者手帳の1、2級
- ・知能指数がおおむね20以下の知的障がい
- ・日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい

※上記障がいは目安です。また、次のような場合は手当を受給できません。

- ・障がい者が施設に入所しているとき
- ・障がい者が3か月を超えて病院などに入院しているとき

●支給額 手当月額 14,790円

※支給額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年4月に改定されます。

■障害児福祉手当

●対象

20歳未満であって、精神または身体に著しく重度の障がい者を有するため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児が支給対象となります。

【支給の対象となる障がいの程度】

おおむね次の障がい者を有する方またはそれと同程度以上の方

- ・身体障害者手帳の1、2級
- ・知能指数がおおむね20以下の知的障がい
- ・日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい

※上記障がいは目安です。また、次のような場合は手当を受給できません。

- ・障がい児が施設に入所しているとき
- ・障がい児が障がいを事由とする年金を受け取ることができるとき

●支給額 手当月額 27,200円

※支給額は前年の全国消費者物価指数の変動に応じて毎年4月に改定されます。

●**支給月** 2月、5月、8月、11月（各月10日）

●**所得制限** 受給者もしくはその配偶者または扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは手当は支給されません。

扶養親族の人数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円

住民票とマイナンバーカードへの旧氏（旧姓）併記がはじまります

婚姻などで氏（姓）に変更があった場合でも、引き続き社会において旧氏（旧姓）を使用しながら活動する方が増加している中、旧氏を公証するため、11月5日から住民票、マイナンバーカードなどへの旧氏の併記が始まります（希望者のみ）。併記をすることで、旧氏での契約や職場での身分証明などに活用することができます。

▶旧氏（旧姓）とは？

「旧氏」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。

▶請求方法

戸籍謄本（併記を希望する旧氏から現在の氏に至るまでの戸籍全て）とマイナンバー（通知）カードをお持ちのうえ、戸籍年金係で手続きをしてください。記載できる旧氏は1人につき1つです。



～旧氏に関する Q&A～

Q1 現在、マイナンバーカードを持っていませんが、旧氏を併記する手続はできますか。

A1 可能です。そのうえで、マイナンバーカードを申請することで、旧氏が併記されたカードが交付され、証明に使うことができます。なお、すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧氏を追記することになります。

Q2 どのような旧氏が併記できますか。

A2 旧氏を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記します。（その際、マイナンバーカードまたは通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。）なお、引越しで他の市町村に転入した場合も、住民票などに併記されている旧氏は引き継がれます。

Q3 結婚して氏が変わりましたが、すでに住民票などに併記されている旧氏はどうなりますか。

A3 すでに住民票などに併記されている旧氏は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更することも可能です。

Q4 旧氏を削除することはできますか。

A4 必要がなくなった場合などには、旧氏を削除することが可能です。ただし、削除後に再度、旧氏併記を希望する場合、削除後に氏が変更したときに限り、新たに生じた旧氏の中から1つを選んで併記することとなります。

Q5 住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧氏を表示しないようにすることはできますか。

A5 住民票では、旧氏は氏名と併せて公証されているものであることから、旧氏または現在の氏の一方のみを表示することはできません。

Q6 旧氏で印鑑登録はできますか。

A6 旧氏での登録も可能です。ただし、現在の氏もしくは旧氏いずれか1つのみの登録となります。

〒戸籍年金係TEL 54-2121